

税務課からのお知らせ

平成30年度町民税などの申告について

平成30年1月1日現在、黒潮町に在住する世帯に1枚の申告書を配付しています。

「申告書の提出が不要な方」に該当しない20歳以上の方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要となります。

この申告書は国民健康保険税・介護保険料の申告書もかねていますので、収入が無い場合でも、その旨記載して提出してください。

申告結果は、町民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税などの算定資料としても使います。

また、所得証明書などの税務証明の基礎資料としても使います。

申告書の提出がない場合は、国民健康保険税などの軽減措置が受けられない、所得証明書の交付ができない、各種税額控除が受けられない、などの場合があります。

収入のなかった方や、障害年金・遺族年金などの非課税年金を受給

している方も申告が必要となりますので、期限内の申告をお願いします。

ただし、次に該当する方は提出は不要です。

◆申告書の提出が不要な方

- ① 所得税の確定申告書(還付申告を含む)を提出された方
- ② 昨年中の収入が公的年金のみの方で、扶養控除、医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受けない方
- ③ 昨年中の収入が給与(1カ所)のみの方で、勤務先より年末調整済の給与支払報告書が提出されている方
- ④ 昨年中の収入が全くなく、町内の方に税の扶養をされている方

◆申告の際に必要なもの

- ① 印かん(認印)
- ② 収入や経費がわかるもの(給与、公的年金などの源泉徴収票、自営業の方は、収入の明細や経費の領収書など)

※事前に集計をしておいてください

- ③ 生命保険や地震保険の控除証明書
- ④ 国民年金などの支払証明書
- ⑤ 医療費の領収書

◆本人確認書類

・ 個人番号カード

個人番号カードをお持ちでない方は

- ・ 個人番号通知カード
- ・ 運転免許証・パスポート
- ・ 身体障害者手帳・在留カード
- ・ などの官公署から発行された顔写真付のもの(うちいずれかひとつ)
- ◎ 顔写真付のものがない場合は
- ・ 健康保険証
- ・ 年金手帳
- ・ など2つのもので確認させていただきます。

【提出期限】 3月15日(木)

※必要な書類などの確認や申告の要否については、お気軽にお問い合わせください。

忘れていませんか
軽自動車などの廃車手続

乗らなくなったり、乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続をしないと、平成30年度も軽自動車税がかかります。

あなたの家にこのような車両がありましたら、早めの手続きをお勧めします。なお、車の種類によって次の表のとおり手続先が違いますので、ご注意ください。

軽自動車の種類	手続先・連絡先
○原動機付自転車(125cc以下) ○小型特殊自動車(農耕作業用のもの、トラクターなど)	本庁 税務課 住民税係 ☎43-2816 佐賀支所 地域住民課総合窓口第1係 ☎55-3113
○軽自動車	軽自動車検査協会(高知市長浜) ☎050-3816-3125
○125cc超~250ccまでのバイク	高知県軽自動車協会(高知市長浜) ☎088-842-4311
○250ccを超えるバイク	高知運輸支局(高知市大津) ☎050-5540-2077

農耕車には軽自動車税がかかります

農耕車とは、トラクター・乗用装置付のコンバイン・田植機・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置が付き、時速35km未満で走行するものです。これらの農耕車は、道路を走らなくても軽自動車税がかかります。農耕車を登録されています。

いは、本庁または佐賀支所窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買換え、廃車したときも、担当窓口で手続が必要です。

◆登録に必要なもの

- ・所有者の印かん(認印)
- ・車名
- ・車体番号
- ・総排気量

※代理の方が届出をする場合は、代理の方の印鑑も必要になります。

軽自動車税の減免について

障がい者のために使用する車で、次の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免を受けられます。

◆対象となる車両

- ・障がい者が所有し、自らが運転する車
 - ・障がい者(18歳未満の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者)が生計を同じくする方を含む)が所有し、生計を同じくする方が障がい者の通院通学などのために運転する車
- 障がい者のみの世帯の方が所有し、常時介護する方が障がい者

の通院通学などのために運転する車

※障害の程度などによる制限があります。また、軽自動車、普通自動車いづれか1台に限ります。

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・個人番号カードまたは通知カード
- ・運転者の運転免許証
- ・印かん(認印)
- ・自動車検査証

・減免申請書(税務課にあります)

※「生計が同一であること」や「常時介護していること」、「通院、通学などを行っていること」を証明する書類が別途必要な場合があります。

◆申請期間(平成30年度分)

- ・5月24日(木)まで
- ※4月1日現在、所有している車に限ります。

※4月2日以降に車を取得したり、障害者手帳の交付を受けた方は、平成31年度から対象となります。

○お問い合わせ

本庁 税務課 住民税係
 ☎ 43-2816
 佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113

ねんきんコーナー



国民年金保険料の口座振替について

国民年金保険料の納付は、口座振替が便利です。金融機関などへ保険料を納めに行く時間が省け、自動引き落としのため、納め忘れの心配がありません。

◆口座振替の早割

口座振替を利用すると、通常、毎月の保険料は翌月末に引き落としになりますが、毎月の保険料を当月末に引き落とし(早割)にすると、割引が受けられます。口座振替での納付や早割納付の申込は、随時受け付けています。なお、通常の口座振替から早割へ変更をする場合も手続が必要になります。

◆口座振替の前納

口座振替においても、保険料をまとめて納付(前納)することができます。口座振替で前納すると、現金で前納するよりもさらに割引を受けることができます。

口座振替による前納の申込期限

は、4月分～9月分までの6ヵ月前納・1年前納・2年前納は2月末まで、10月分～翌年3月分までの6ヵ月前納は8月末までに申込が必要です。

口座振替での納付を希望される方は「国民年金口座振替納付申出書」に必要事項を記入・押印し、年金事務所または金融機関へ提出して下さい。

口座振替割引額比較表

	1ヵ月分	6ヵ月分	1年分	2年分
	割引額			
翌月末振替	—	—	—	—
当月末振替(早割)	50円	300円	600円	1,200円
6ヵ月前納	—	1,120円	2,240円	4,480円
1年前納	—	—	4,150円	8,300円
2年前納	—	—	—	15,640円

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係
 ☎ 43-2800
 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係
 ☎ 55-3701
 日本年金機構 幡多年金事務所
 ☎ 34-1616